

平成21年10月7日

法務省 大臣官房長 殿

規制改革会議

法務・資格タスクフォース 主査

説明の要求について

新司法試験の選択科目の見直し、予備試験の制度設計については、累次の答申・計画において、今後の取組方針が明記されているところであり、これらに基づき、司法試験委員会における審議・検討が進められているところと承知しております。

つきましては、当規制改革会議（法務・資格タスクフォース）において、司法試験委員会における審議の経過・内容等の詳細を把握させていただくべく、下記のとおり、司法試験委員会の庶務担当部門の責任者より説明を聴取いたしたく、ご対応の程宜しくお願いいたします。

ご多用中恐縮ですが、ご出席いただきますよう、宜しくお願い申し上げます。

記

1. 日時：平成21年10月22日（木）9：45～11：00

2. 場所 永田町合同庁舎2階 A会議室（207号室）

3. テーマ

① 新司法試験の選択科目の見直しについて

② 新司法試験の予備試験の制度設計について

（上記①②についての司法試験委員会における審議の経過・内容等についてご説明をお願いしたいと考えております（別紙参照）。）

* 司法試験委員会の審議経過・内容等についてご説明をお願いするものであり、同委員会の庶務を所掌される大臣官房人事課長よりご説明をお願いいたします。また、出席者（随行者を含む。）の官職・氏名について、前日の18：15までにご登録ください。

* ヒアリングの議事録、提出資料等は、原則として全て公表させていただきます。

* 資料等は10部お持ちいただくようお願いいたします。

以上

(別紙)

1. 新司法試験の選択科目の見直しについて

新司法試験の選択科目の見直しについては、「規制改革推進のための3か年計画（改定）」（平成20年3月25日閣議決定）等において、科目として範囲の明確性や体系化・標準化等を見据えつつ、実務的な重要性や社会的な有用性・汎用性等を考慮し、社会における法サービス需要に的確に応えるという観点から検討を行う等の旨明記されているところです。これを受けて、当規制改革会議（法務・資格TF）においては、平成20年以降、当該閣議決定に基づく司法試験委員会における審議・検討の状況について数次にわたりヒアリングを実施するとともに、その間、当該見直しに当たっての留意事項として別添の項目を提示するなど密接な意見交換を実施してきたところです。

こうした中、司法試験委員会においては、本年9月18日、「司法試験法施行規則第1条（新司法試験の論文式による筆記試験の選択科目）の改正に関する意見募集の実施について」として、現行の当該規則の改正は要しない等の旨を内容とする案がパブリックコメントに付されたところであります。

同委員会においては、本案取りまとめに当たり、上記閣議決定等に基づく真摯かつ精緻な審議・検討が行われてきたと考えられるところではあります。当会議に対して、その経過・内容について十分な説明乃至関連資料の提示をいただいている状況にはありません。

つきましては、同委員会での審議・検討に用いられた関連資料等をお示しいただくとともに、本案の内容並びに同委員会における審議の経過・内容等の詳細について、ご説明をお願いします。

2. 新司法試験の予備試験の制度設計について

予備試験の在り方については、「規制改革推進のための3か年計画（再改定）」（平成21年3月31日閣議決定）等において、法科大学院修了者と同等の能力・資格を有するかどうかを判定する趣旨のものであり、予備試験を通じて法曹を目指す者が、法科大学院修了者と比べて高い水準の能力が求められることのないようにすべきことなど、法科大学院修了者と予備試験合格者とが公平な競争になることが根源的に重要であるとの趣旨に立脚した制度設計が行われるべき等の旨明記されているところです。

司法試験委員会においては、本年2月13日、「予備試験の実施方針について（案）」として、予備試験の試験科目・配点比率、実施日程等につき、短答式試験の一般教養の試験科目の配点ウェイトを3割とすること等を内容とする案がパブリックコメントに付されたところであります。以降、当規制改革会議（法務・資格TF）においては、上記閣議決定との整合性等の観点から、同案の内容を始めする予備試験の在り方について数次にわたりヒアリングを実施してきたところです。

同委員会においては、当該閣議決定等並びにヒアリングでの意見交換の内容等を踏まえ、引き続き審議・検討が進められていると考えられるところではあります。現時点における審議の経過・内容等の詳細について、審議・検討に当たっての関連資料をお示しいただきながら、ご説明をお願いします。

別添

新司法試験の選択科目の見直しに当たって考慮すべき事項

1. 現行選択科目に関する法科大学院における講座開設状況、受講者・単位認定者数、講座担当教員の常勤・非常勤の区分
2. 司法試験における選択科目ごとの合格率(選択科目ごとのばらつきのありうる採点結果をどのように合否判定に利用するのか等を含む)
3. 選択科目ごとに、科目としての範囲の明確性、体系化・標準化がなされているかどうかの判定、その根拠
4. 選択科目の過去の主題問題ごとの、確立した体系ないし標準との対応関係、教科書等との対応関係
5. 選択科目ごとに、実務的な重要性、社会的な有用性・汎用性等に関する判定、社会における法サービス需要との関係、それらの根拠
 - (1)各科目に関する裁判事件、法的紛争、法律相談等の全国、地域における件数、そのシェア等、各選択科目分野を手がける弁護士、裁判官の人数、地域分布等
 - (2)基本的科目に加えて独自に試験科目とすることの必要性(実務家になってからの習得では適当ではない理由の有無、必要に応じて関連法令、文献、判例等を検索して調べる等によっては対応できない理由の有無等)
 - (3)国家資格に係る試験において、選択科目として配置してその習得を奨励することの社会的、国家的な意味での必要性、有用性、汎用性
6. 以上を踏まえた追加・削除基準以外の、公的に決定された選択科目に関する基準の存否(選択科目の絶対数の多寡に関する基準の有無を含む)

以上